

(仮称) 私のまちづくり条例の概要 (案)

条例の概要

○名称 (案)

- ・千葉市わたしたちのまちづくり条例
- ・千葉市わたしから始まるまちづくり条例
- ・千葉市民主役のまちづくり条例

市民 P T から名称公募の提案あり

前文～第 3 条 (市民が中心となって検討)

前文

わたしたちは、わたしたちと子どもたちの未来のために「誇りを持てるまち」「住み続けたいまち」「安心・安全なまち」「幸せを感じられるまち」、そして将来に引き継ぎたいと思えるまちの実現を目指します。まちづくりとは人のつながりが感じられる良いまちをつくることです。わたしたちはまちを良くしたいと思うからこそ、ほどよくおせっかいの精神で助け合います。

まちの課題を知っているのはわたしたちです。わたしたちにできることはわたしたちで取り組みます。そしてわたしたちの代表である議会や行政の役割を尊重しつつ、力を合わせます。

わたしたちは、ここに、市民自治による将来に引き継ぎたいと思えるまちの実現を目指し、まちづくりへの想いを共有して主体的に行動するため、及び地域の実情に合ったまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

(まちづくりの基本的な考え方)

第 1 条 わたしたちは、ここに住むもの、働くもの、学ぶものすべて (個人、自治会、任意団体、NPO 法人、企業等) をまちづくりの仲間と考えます。

2 わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身だと考えます。

3 わたしたちは、わたしたちにできることは自ら取り組みます。

4 わたしたちは、わたしたちにできないことや本当に必要なことを発信します。そして市には限られた財源を有効に活用してほしいと考えます。

5 より良いまちづくりをするためには、わたしたちと議会と行政が共にできることを話し合い、力を合せることが必要と考えます。

(わたしたちにできること)

第 2 条 わたしたちはより良いまちづくりをするために、次のことができます。

(1) わたしたちが住んでいる地域に関心を持ち、課題に気づきます。

(2) 地域の課題をジブンゴトとして捉え、共有します。

(3) 地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、信頼関係を築きます。

(4) 地域活動やボランティア活動に、できるところから参加します。

(5) 地域に必要な資源をわたしたちで考えたり探したりするとともに行動して生み出します。

(6) 力を合わせて地域の課題の解決に向けて取り組みます。

(7) 解決できない課題を発信します。

(8) 市政に関心を持ち、市政に関する情報を得よう努めます。

(9) 市の施策にできるところから参画します。

(わたしたちが市に期待すること)

第 3 条 わたしたちは、より良いまちづくりをするために、次のことを市に期待します。

(1) わたしたちの考えや活動を尊重し、応援することを市に期待します。

(2) まちづくりに必要な情報をわかりやすく提供することを市に期待します。

(3) 人と人のつながりをつくるための橋渡し役となることを市に期待します。

(4) 地域の課題について話し合いや活動ができる場を共に作ることを市に期待します。

(5) 市の施策に参画しやすい仕組みづくりを市に期待します。

(6) わたしたちに解決できない共通の課題の解決を市に期待します。

(7) わたしたちと議会と行政が共に課題解決に向かって力を合わせることを期待します。

第 4 条以降 (市において今後検討)

(市が取り組むべきこと)

第 4 条 市は、市民のまちづくりへの想いを理解し、まちづくりを推進しなければならない。

2 市は、より良いまちづくりの実現に向けた市民の主体的な判断や行動を尊重しなければならない。

3 市は、より良いまちづくりの実現に向けて議会の権限及び役割を尊重しなければならない。

4 市は、まちづくりに向けた市民の活動に対して必要な支援と補完を行わなければならない。

5 市は、市民では解決できない共通の課題に対して市民と協力して取り組まなければならない。

6 市は、まちづくりに向けた市民の活動が活発になるように活動の促進に取り組まなければならない。

7 市は、市民参加及び協働の機会を積極的に提供するとともに拡大し、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めなければならない。

8 市は、市民と情報を共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見及び提案に対し誠実に応答しなければならない。

9 市は、市民及び職員が、市民主体のまちづくりについて理解を深め、実行につなげられるよう、意識啓発や研修等を行わなければならない。

(推進計画)

第 5 条 市は、市民によるまちづくりを推進するための複数年度にわたる推進計画を定めるものとする。

2 市は、市民によるまちづくりを推進するための複数年度にわたる推進計画及びその実施の状況を公表しなければならない。

(附属機関)

第 6 条 市は、市民によるまちづくりの推進状況を調査審議する附属機関を置く。

2 附属機関は、推進計画の策定に関する事項及び実施状況に関する事項を調査審議する。

3 附属機関は、前項の規定により調査審議するほか、市民自治の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

4 附属機関は、学識経験者、市民の代表者等のうちから、委員 12 人以内で組織し、委員の任期は 2 年とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(附則)

千葉市市民参加及び協働に関する条例は廃止する。